

令和7年3月24日

令和7年度ふくしまの酒グローバル支援事業 補助金募集要領

1 事業の目的

県内酒造事業者及び酒造事業者等が海外で開催される国際コンペティションに係る活動に資すると認められる経費について予算の範囲内で経費の一部を補助することで、ふくしまの酒の風評払拭、認知度向上及び消費拡大を目指します。

2 補助対象事業

海外で開催される酒類を審査対象とする国際コンペティションへの出品であること。ただし慣例的に海外で開催されるが、当年度に日本国内で開催されるものを含みます。

3 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の(1)(2)の要件を全て満たす者であることが必要です。

(1) 酒造事業者等（用語の定義は下表のとおり）。

※1 酒造事業者	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒類の製造免許を受け、福島県内に酒造場を有する酒類製造者。
※2 酒造事業者等	次のうちいずれかに該当するもの ・福島県内に主たる事務所を有する酒造事業者（以下「県内酒造事業者」という。） ・県内酒造事業者に製造委託等をする事業者、組合、団体等（福島県内に主たる事務所を有するものに限る。） ・県内酒造事業者を構成員に含む事業者、組合、団体等（福島県内に主たる事務所を有するものに限る。）

(2) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。

4 補助対象酒類

補助対象酒類	酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第2項に規定する発泡酒 酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類
--------	---

5 補助金額及び補助率

補助限度額	1 酒造事業者等が出品する1国際コンペティションあたり上限1 0万円 ※同一コンペティションにおける複数部門（種別）へのエントリーも補助対象となります ※複数のコンペティションに対するエントリーも補助対象となります
補助率	補助対象経費の2／3以内の額

※当該補助金を利用する国際コンペティションへの出品に対し、他の補助金の交付を受けることはできません。

6 補助対象経費

経費区分	内 容
審査出品費	国際コンペティションの出品に伴うエントリーに係る経費、登録費用、専門家によるテイasting等評価を受けるための追加費用
翻訳費	出品書類の作成にあたり翻訳に要する経費、審査員のコメントに係る和訳等
輸送費	出品及び納品に係る運搬配送費用、通関諸経費、関税、酒税、燃油サーチャージ等
出品代行費	出品に係る代行及び、委託業務に必要な経費
その他	知事が必要と認める諸経費

※渡航費については、補助対象外となります

※外国貨幣を基礎とする金額により支払をしようとするときは、支出官事務規定（昭和22年大蔵省令第94号）第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率により換算した金額で行うものとします。

7 採択予定数

40件

ただし申請額が予算額に達した場合、募集期間の最終日より前に、募集を締め切る場合があります。

8 事業実施期間

（1）事業開始年月日

ア コンペティションへの出品に係る手続きを開始した日。

※事業開始前に補助金を申請し交付決定を受ける必要があります。

イ 交付決定以前に事業に着手する場合には、交付決定前着手届（交付要綱第3号様式）の提出が必要となります。該当する場合は県産品振興戦略課へご相談ください。

(2) 事業終了年月日

ア 出品に係る補助対象経費の支払いが完了した日。

9 募集申請書類の提出について

(1) 提出方法

申請される方は、提出書類を作成の上、下記メールアドレスへ提出してください。

(注) 締切りを過ぎての提出は受け付けません。

(2) 提出書類

① 申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行います。審査期間中、必要に応じ記載以外の追加説明資料の提出を求める事があります。

② 提出書類や追加提出資料は返却しません。

【提出書類】

・事業計画書（第1号様式別紙1）

(3) 提出期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（土）（必着）

※応募書類提出先

E-mail : trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

送付後、送付した旨を電話にてお知らせください。

(4) インターネットによる案内

本募集要領及び事業計画書様式等は下記ウェブサイトからダウンロードすることができますので御利用ください。

トップページ(Home) > 組織別 > 商工労働部 > 県産品振興戦略課

検索ワードは、福島県 県産品振興戦略課

10 審査及び結果通知について

提出された計画書を基に審査を実施します。審査の結果は、随時電子メールで通知する予定です。

11 補助金の支払い

原則、精算払いといたします。

12 成果の公表

受賞結果については、原則県のホームページ等で公表する等、積極的にPRいたします。

13 補助金交付までの流れ

応募書類提出

- ・事業計画書（第1号様式別紙1）の提出後、随時審査
- ・2週間程度で審査結果通知及び補助金の内示
- ・内示後、15日以内に交付申請書（第1号様式及び第1号様式別紙1）提出。その後県より交付決定通知を送付

事業着手

- ・着手届（第2号様式）を提出
※交付決定後に出品に係る手続きを開始してください。
※交付決定前に事業着手する場合は、指令前着手届（第3号様式）を提出してください。

事業完了

- ・完了報告書（第6号様式）、実績報告書（第7号様式及び第7号様式別紙1）を提出
※事業完了日は出品に係る補助対象経費の支払いが完了した日となります。

補助金交付

- ・当課において完了検査、額の確定の終了後、請求書（第9号様式）を提出
※年度内に精算完了
※コンクール実施後30日以内に出品結果報告（第8号様式）を提出してください。

14 その他

応募者は、本応募書類の提出をもって、補助金等交付規則及び「ふくしまの酒グローバル支援事業」補助金交付要綱、本募集要領の記載内容に同意したものといたします。

補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助年度終了後5年間は保存をお願いいたします。

15 本事業に関する問い合わせ・応募書類提出先

福島県県産品振興戦略課

電話 024-521-7296 FAX 024-521-7888

E-mail : trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

(以上)